

2018年5月4日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第465号）

商務部、中国人民銀行等、 企業の国外投資の監督・管理を強化 「最終目的地」原則を実施

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部、中国人民銀行等の政府7部門は、2018年1月18日付で『対外投資届出（認可）報告暫定弁法』（商合発[2018]24号、以下『暫定弁法』という）を公布し、即日施行しました。国内投資主体の国外投資に対する届出・認可管理において、「最終目的地」の管理原則を実施し、届出・認可の対象は最終目的地の企業でなければならないとしました。また、中国側投資額が3億米ドル相当以上の国外投資、敏感な国・地域・業界に係る国外投資、重大な経営赤字が発生した国外投資等に対して重点的に監督・検査を行うとしました。

商務部は、2009年3月16日付で『国外投資管理弁法』（商務部令2009年第5号、2009年5月1日施行）を公布し、国外における非金融企業に係る投資に対し、商務部および省級商務主管部門が認可管理を実施するとしました。その後、「簡政放権（行政簡素化、権限委譲）」の政策方針に則り、前述弁法に代わる規定として、商務部は2014年9月6日付で『国外投資管理弁法』¹（商務部令2014年第3号、2014年10月6日施行、以下『3号弁法』という）を公布しました。『3号弁法』では、国外投資に係る認可範囲を敏感な国・地域、敏感な業界への投資に限定し、それ以外については届出管理へと移行するとし、「届出管理が主な手段で、認可管理が補助的手段」とする管理モデルを確立しています。今回の『暫定弁法』は、商務部が主導で国外投資届出（認可）報告情報を総括することと規定したほか、事中・事後の監督・管理等において一連の措置を打ち出し、国外投資に係る全プロセス管理の実現を図っています。

□ 最終目的地の定義を明確化、「最終目的地」管理原則を実施

『暫定弁法』における国外投資の届出（認可）とは、国内投資主体による国外での企業設立等にあたり、事前に主管部門に関連情報および資料を提出し、条件を満たす場合、主管部門が届出もしくは認可

¹ 『国外投資管理弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第348号をご参照ください。

→ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0353-XF-0105.pdf>

を行うことを指します。また、その国外の企業とは最終目的地の企業でなければならない（第2条）と定めています。つまり、国外投資に係る届出もしくは認可の対象は国外に設立される企業であり、かつ当該企業が最終目的地の企業であることを明確にしています。

最終目的地の定義について、『3号弁法』は、商務部および省級商務主管部門が国外投資の最終目的地に基づき『企業国外投資証書』を発給する（第8条）としていますが、その定義は明確にしていませんでした。今回の『暫定弁法』では、最終目的地とは、国内投資主体が、プロジェクトの建設もしくは生産経営の持続のために、投資を最終的に用いた所在地と明記しています（第2条）。商務部関係者は、「最終目的地の企業への投資過程で設立された全てのペーパーカンパニーに対して、管理部門は届出もしくは認可を与えない」と説明し、一方、最終目的地の企業による再投資については「現行の国外投資の管理範囲ではないため、その国外投資に係る届出もしくは認可手続きは不要」としました²。

□ 「発展の奨励+ネガティブリスト」管理モデルを推進

『3号弁法』は、中国国内で設立した企業が新規設立、合併・買収およびその他方式を通じて国外で非金融企業を所有、もしくは既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権およびその他権益を取得する行為を国外投資（第2条）と定義し、投資企業に対して商務部門に認可申請、もしくは届出を行うよう求めています。今回の『暫定弁法』は、「商務部主管部門、金融管理部門が各自の職責に基づき、国内投資主体による国外投資に対し届出もしくは認可管理を行い、國務院国有資産監督管理委員会は出資者の職責を履行する中央企業による国外投資の監督および管理に責任を負う」（第6条）として、国外における非金融類および金融類に係る投資の管理を実現しています。

また、関連主管部門は各自の職責に基づき、「発展の奨励+ネガティブリスト」のモデルに基づき相応の国外投資届出（認可）の関連ルールを整備する（第6条）と規定しています。商務部関係者によると、ネガティブリストでは、制限類・禁止類の業種・分野および方向性を明確にしています。

□ 企業による届出（承認）手続き後の定期報告を義務付け

国内投資主体は、届出（認可）手続きを取り扱う関連主管部門に、国外投資における重要な段階の情報を定期的に報告しなければなりません（第12条）。なお、報告内容は以下の情報を含みますがこれに限りません（第13条）。

- 『対外直接投資統計制度』³の規定に基づき記入しなければならない月次・年次の情報
- 国外投資における合併・買収の前期事項
- 国外投資における建設中プロジェクトの進捗状況
- 国外投資における主な問題および現地の法律・法規遵守、資源環境の保護、従業員の合法的な権益の保障、社会的責任の履行、安全保護制度の徹底状況等

上記のほかに、国外投資において、重大な不利な事件もしくは突発的な安全性に係る事件が発生した

² 商務部の公式サイトに公開された「商務部合作司関係者が『対外投資届出（認可）報告暫定弁法』を解説」（中国語原文）の詳細については、以下のリンク先をご参照ください。⇒<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ag/201801/20180102703857.shtml>

³ 『対外直接投資統計制度』（中国語原文）の詳細については、以下のリンク先をご参照ください。

⇒<http://www.mofcom.gov.cn/article/h/redht/201501/20150100878071.shtml>

場合、国内投資主体は1件ごとに遅滞なく関連主管部門に報告しなければなりません（第16条）。

□ **中国側投資額が3億米ドル相当以上、敏感な国・地域に係る国外投資等を監督・検査の重点対象に**
関連主管部門は以下の国外投資を重点的に監督・検査するとしています（第18条）。

- 中国側投資額が3億米ドル相当以上の国外投資
- 敏感な国（地域）、敏感な業界に係る国外投資
- 重大な経営赤字が発生した国外投資
- 重大な安全性に係る事故および集団的な騒乱が発生した国外投資
- 重大な規定違反行為がある国外投資
- その他の重大な国外投資

□ **一部プロジェクトは、発展改革部門での手続きも必要に**

中国国内企業の国外投資のうち一部のプロジェクトは、国家発展改革委員会が2017年12月26日付で公布した『企業国外投資管理弁法』⁴（国家発展改革委員会令〔2017〕第11号、2018年3月1日施行）に基づき、発展改革部門での認可・届出手続きも行う必要があります。

敏感な国・地域・業界に係る国外投資を行う場合、国家発展改革委員会での認可手続きが必要となります。それ以外の国外投資について、直接投資の場合は発展改革部門での届出手続きが必要となります。

*

2018年1月16日、商務部関係者は2017年の中国の国外直接投資について、非金融類に係る投資が前年比29.4%減の1,200.8億米ドルであったと発表しました。マイナス成長の理由について「不動産、スポーツ、娯楽分野で新たな国外投資事業はなかった。非理性的な国外投資を有効的に抑制した」⁵ためと説明しました。業界別では、リース・商務サービス業（全体の29.1%）、卸売・小売業（同20.8%）、製造業・情報伝送（同15.9%）、ソフトウェア・情報技術サービス業（同8.6%）の4分野が合計で全体の7割以上を占めています。

中国企業による海外でのM&Aについて、2017年の件数は341件、取引金額（実行ベース）は計962億米ドルとなりました。取引金額の内訳をみると、国外融資の比率が78%（750億米ドル）、直接投資が同22%（212億米ドル）となっており、国外融資の比率が高まっています。

なお『暫定弁法』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

⁴ 『企業国外投資管理弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第462号をご参照ください。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0484-XF-0105.pdf>

⁵ 国家発展改革委員会等の4部門は2016年12月、記者会見で「不動産やホテル、映画館、娯楽施設、スポーツクラブなどへの国外投資に「非理性的」な傾向があることに注目している」と表明しました。その詳細（中国語原文）については、以下のリンク先をご参照ください。⇒http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/wzly/zhdt/201612/t20161209_829682.html

その後、國務院は2017年8月、『国外投資の方向性のさらなる指導および規範化に関する指導意見』（国弁発〔2017〕74号）を発表し、これら分野への国外投資を制限する方針を明記しました。⇒ http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201708/t20170818_858265.html

(日本語仮訳)

商 務 部
中 国 人 民 銀 行
国 務 院 国 有 資 産 監 督 管 理 委 員 会
中 国 銀 行 業 監 督 管 理 委 員 会
中 国 証 券 監 督 管 理 委 員 会
中 国 保 険 監 督 管 理 委 員 会
国 家 外 貨 管 理 局 文 書
商合発 [2018] 24 号

『対外投資届出（認可）報告暫定弁法』の印刷・配布に関する通達

国務院各部・委員会・各直属機構、各省・自治区・直轄市・計画単列市および新疆生産建設兵団商務主管部門、中央企業：

党中央の全面深化改革領導小組による第 35 回会議の精神および国務院による企業国外経営行為の規範に関する要求に基づき、対外投資届出（認可）報告管理業務を強化し、健全な部門間における情報の統一集積および共有メカニズムを構築し、着実にリスクを防止し、対外投資の健康で秩序ある発展を促進するため、商務部・人民銀行・国務院国有資産監督管理委員会・銀行業監督管理委員会・証券監督管理委員会・保険監督管理委員会・国家外貨管理局は『対外投資届出（認可）報告暫定弁法』を制定し、ここに印刷・配布し、貫徹・執行されたい。

中華人民共和國商務部 中国人民銀行 国務院国有資産監督管理委員会
中国銀行業監督管理委員会 中国証券監督管理委員会 中国保険監督管理委員会
国家外貨管理局

2018 年 1 月 18 日

対外投資届出（認可）報告暫定弁法

第 1 章 総則

第1条 さらに対外投資管理制度を完善化し、効果的にリスクを防止し、対外投資の健康で秩序ある発展を導き、“一帯一路”建設の順調な実施を推進するため、関連規定および企業国外経営行為の規範に関する要求に基づき、本『弁法』を制定する。

第2条 本弁法でいう対外投資届出（認可）とは、国内投資主体が国外で企業を設立（合併、買収およびその他の方式を含む）する前に、規定に基づき関連主管部門に関連情報および資料を提出し、

法に定める要求に合致する場合、関連主管部門がそのために届出もしくは認可を行うことを指す。

前項でいう国内投資主体とは対外投資活動を展開する国内機構を指し、別途規定があるものを除く。前項でいう企業とは最終目的地の企業を指し、最終目的地とは、最終的に国内投資主体が、プロジェクトの建設もしくは生産経営の持続に用いる投資の所在地を指す。

第3条 国内投資主体は対外投資を展開する過程において、規定に基づき関連主管部門にその対外投資状況を報告し、合わせて関連情報を提供する。関連主管部門はそれが報告する状況および情報に依拠して対外投資政策を制定し、対外投資に対する監督・管理およびサービスを展開する。

第4条 対外投資届出（認可）報告業務は各部門が役割分担して協力し、管理の分級分類・情報の統一集中・規則違反の連携懲戒という管理モデルを実行する。商務部は先頭に立って対外投資届出（認可）報告の情報に対して統一・集計する。

商務・金融・国有資産等の主管部門は各自の職能によって、法に基づき国内投資主体による対外投資届出（認可）報告等の業務を展開し、“横断的協力・縦断的連動”の原則に基づき、監督・管理の協力を形成する。

第5条 国内投資主体は対外投資の市場主体・意思決定主体・執行主体および責任主体であり、“政府が導き、企業が主導し、市場化した運営を行う”の原則に基づき対外投資を展開し、自主的に意思決定し、自らリスクを負い、自ら損益に責任を負う。

第2章 届出と認可

第6条 商務部主管部門、金融管理部門は各自の職責によって、国内投資主体による対外投資の届出もしくは認可への管理に責任を負う。国务院国有資産監督管理委員会は出資者の職責を履行する中央企業による対外投資の監督および管理に責任を負う。

関連主管部門は各自の職責に基づき、“発展の奨励＋ネガティブリスト”のモデルに基づき、健全な対外投資届出（認可）に関する弁法を構築しなければならない。

第7条 関連主管部門が電子政府の手段を利用して対外投資オンライン届出（認可）管理を実施し、事務効率を高め、良質なサービスを提供することを奨励する。

第8条 関連主管部門は国内投資主体が提出する届出（認可）資料に基づき関連審査を行わなければならない。要求に合致する場合、正式に受理しなければならない。合わせて関連規定に基づき手続

きを行う。国内投資主体の対外投資において、提出しなければならない資料は関連主管部門が規定する。

第9条 国務院国有資産監督管理委員会は出資者の職責を履行する中央企業による対外投資が、『中央企業国外投資監督管理弁法』（国資委令第35号）の規定する“特別監督管理類”プロジェクトに属する場合、国有資産監督管理の要求に基づき関連手続きを履行しなければならない。

第10条 人民銀行・国務院国有資産監督管理委員会・銀行業監督管理委員会・証券監督管理委員会・保険監督管理委員会は月次ごとに行った対外投資届出（認可）事項の状況を、翌月の15営業日以内に商務部にまとめて通報する。商務部は定期的にまとめた情報を上述の部門及び機構にフィードバックする。

第11条 国内投資主体は対外投資届出（認可）の手続きを履行したあと、外貨管理部門の要求に基づき関連外貨登記を行わなければならない。

第3章 報告

第12条 国内投資主体は“凡ての届出（認可）は必ず報告”の原則に基づきそのために届出（認可）手続きを行った関連主管部門へ、定期的に対外投資に係るキープロセスの情報を報告しなければならない。

第13条 国内投資主体が報告する情報は以下の情報を含むがこれに限らない。『対外直接投資統計制度』の規定に基づき記入しなければならない月度・年度の情報、対外投資の合併・買収の前期事項、対外投資の建設中プロジェクト進展状況、対外投資に存在する主要な問題および現地の法律法規の遵守・資源環境の保護・従業員の合法的權益の保障・社会的責任の履行・安全保障制度の状況等である。

国内投資主体が報告する情報の具体的な内容・ルート・頻度等は関連主管部門が職責に基づき別途規定する。

第14条 人民銀行、国務院国有資産監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会が責任を負う国内投資主体が報告する対外投資情報は、半年ごとにつき、その後1ヶ月以内に商務部へ通報し、統一して取りまとめる。商務部は定期的にまとめた情報を上述の部門にフィードバックする。

第15条 商務部は“国外企業・対外投資連絡サービスプラットフォーム”（以下「プラットフォーム」と

いう)を構築し、関連主管部門はプラットフォームを通じて対外投資届出(認可)報告の情報を商務部に転送することができ、情報データの共有を実現し、共同で対外投資に対する監督・管理を遂行する。

第16条 国内投資主体は対外投資をするにあたり、重大な不利事件もしくは突発的な安全事件が発生するとき、“一事一報”の原則に基づき遅滞なく関連主管部門に報告し、関連主管部門は状況を商務部に通報する。

第17条 関連主管部門は本部門の職責と役割分担に基づき、商務部がまとめた情報を十分に利用し、動態的に追跡し、対外投資の領域において国民経済の運行、国家利益、行為規範、安全保護、為替レート、外貨準備、クロスボーダーの資本流動等に係る問題とリスクを研究・判断し、事の重要度・緊急度に基づきアラーム提示を発し、企業のリスク管理を強化し、対外投資の健康な発展を促進するよう導かなければならない。

第4章 監督・管理

第18条 関連主管部門はそれが責任を負う対外投資に対し、監督・管理を行わなければならない。以下の対外投資の状況に対して重点的に監督・検査を行う。

- (1) 中国側の投資額が3億米ドル(3億米ドルを含む)相当以上の対外投資、
- (2) 敏感な国(地区)、敏感な業界に係る対外投資、
- (3) 重大な経営損失が発生した対外投資、
- (4) 重大な安全事故および集团的事件が発生した対外投資、
- (5) 著しい規則違反行為が存在する対外投資、
- (6) その他状況が重大な対外投資。

第19条 商務部は先頭に立ち、対外投資に係る“2つの無作為、1つの公開”抜打ち検査業務を展開し、定期的に対外投資届出(認可)報告の真実性、完全性、適時性に対する事中・事後の監督・管理業務を行う。関連主管部門は各自の職責に基づき“2つの無作為、1つの公開”抜打ち検査業務の実施細則を制定し、合わせて抜打ち検査業務を展開しなければならない。

第20条 関連主管部門は半年ごとに重点的監督・検査および無作為抜打ち検査の状況を商務部にまとめて通報する。

第5章 事後措置

第21条 国内の投資主体が本『弁法』の規定に基づき、届出(認可)手続きおよび情報報告の義務を履

行していない場合、商務部は関連主管部門とともに状況に応じて注意喚起、面談、通報等の措置を採り、必要なときその規則違反の情報を全国信用情報共有プラットフォームに入力し、企業に対する行政処罰を国家企業情報開示システムを通じて企業名義のもとに記入し、合わせて社会に開示する。

第22条 国内投資主体が本『弁法』の規定に基づき、届出（認可）手続きおよび情報報告の義務を履行しておらず、情状が重大な場合、関連主管部門は各自の職責に基づき、そのための対外投資届出（認可）手続きを一時的に停止し、同時に相応の措置を採る。

第23条 関連主管部門は監督・管理業務を展開する過程において、もし国内投資主体に脱税・租税回避、外貨の騙取等の行為が存在することを発見する場合、関連問題の手掛りを税務、公安、工商、外貨管理等の部門に渡し、法に基づき処理しなければならない。

第6章 附則

第24条 中央が管理するその他の単位における対外投資届出（認可）報告業務は本『弁法』を参照して執行する。

第25条 本『弁法』は発布した部門が共同で解釈の責任を負う。

第26条 本『弁法』は発布の日より実施する。

(中国語原文)

商 务 部
中 国 人 民 银 行
国务院国有资产监督管理委员会
中国银行业监督管理委员会
中国证券监督管理委员会
中国保险监督管理委员会
国 家 外 汇 管 理 局 文 件
商合发〔2018〕24号

关于印发《对外投资备案（核准）报告暂行办法》的通知

国务院各部委、各直属机构，各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门，中央企业：

根据中央深改组第三十五次会议精神和国务院关于规范企业海外经营行为的有关要求，为加强对外投资备案（核准）报告管理工作，建立健全部门间信息统一归集和共享机制，切实防范风险，促进对外投资健康有序发展，商务部、人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会、国家外汇局制定了《对外投资备案（核准）报告暂行办法》，现予以印发，请贯彻执行。

中华人民共和国商务部 中国人民银行国务院 国有资产监督管理委员会国资委
中国银行业监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 中国保险监督管理委员会
国家外汇管理局

2018年1月18日

对外投资备案（核准）报告管理暂行办法
第一章 总则

第一条 为进一步完善对外投资管理制度，有效防范风险，引导对外投资健康有序发展，推进“一带一路”建设顺利实施，依据有关规定和规范企业海外经营行为的相关要求，制定本《办法》。

第二条 本办法所称对外投资备案（核准），系指境内投资主体在境外设立（包括兼并、收购及其他方式）企业前，按规定向有关主管部门提交相关信息和材料；符合法定要求的，相关主管部门为其办理备案或核准。

前款所述境内投资主体是指开展对外投资活动的境内机构，另有规定的除外；前款所述企业为

最终目的地企业，最终目的地指境内投资主体最终用于项目建设或持续生产经营的所在地。

第三条 境内投资主体在开展对外投资的过程中，按规定向相关主管部门报告其对外投资情况并提供相关信息；相关主管部门依据其报告的情况和信息制定对外投资政策，开展对外投资监督、管理和服务。

第四条 对外投资备案（核准）报告工作由各部门分工协作，实行管理分级分类、信息统一归口、违规联合惩戒的管理模式。商务部牵头对外投资备案（核准）报告信息统一汇总。

商务、金融、国资等主管部门依各自职能依法开展境内投资主体对外投资备案（核准）报告等工作，按照“横向协作、纵向联动”的原则，形成监管合力。

第五条 境内投资主体是对外投资的市场主体、决策主体、执行主体和责任主体，按照“政府引导、企业主导、市场化运作”的原则开展对外投资，自主决策，自担风险，自负盈亏。

第二章 备案和核准

第六条 商务主管部门、金融管理部门依据各自职责负责境内投资主体对外投资的备案或核准管理。国务院国资委负责履行出资人职责的中央企业对外投资的监督和管理。

相关主管部门应根据各自职责按照“鼓励发展+负面清单”的模式建立健全相应的对外投资备案（核准）办法。

第七条 鼓励相关主管部门运用电子政务手段实行对外投资网上备案（核准）管理，提高办事效率，提供优质服务。

第八条 相关主管部门应根据境内投资主体提交的备案（核准）材料进行相关审查；符合要求的，应正式受理，并按照有关规定办理。境内投资主体对外投资应提供的材料由相关主管部门规定。

第九条 国务院国资委履行出资人职责的中央企业的对外投资，属于《中央企业境外投资监督管理办法》（国资委令第35号）规定的“特别监管类”项目的，应按照国有资产监督管理要求履行相应手续。

第十条 人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会将每个月度办理的对外投资备案（核准）事项情况，于次月15个工作日内通报商务部汇总。商务部定期将汇总信息反馈给上述部门和机构。

第十一条 境内投资主体履行对外投资备案（核准）手续后，应根据外汇管理部门要求办理相关外汇登记。

第三章 报告

第十二条 境内投资主体应按照“凡备案（核准）必报”的原则向为其办理备案（核准）手续的相关主管部门定期报送对外投资关键环节信息。

第十三条 境内投资主体报送的信息包括但不限于以下信息：根据《对外直接投资统计制度》规定应填报的月度、年度信息；对外投资并购前期事项；对外投资在建项目进展情况；对外投资存在主要问题以及遵守当地法律法规、保护资源环境、保障员工合法权益、履行社会责任、安全保护制度落实情况等。

境内投资主体报送信息的具体内容、途径、频率等由相关主管部门依据职责另行规定。

第十四条 人民银行、国务院国资委、银监会、证监会、保监会对负责的境内投资主体报送的对外投资信息，每半年后 1 个月内通报商务部统一汇总。商务部定期将汇总信息反馈给上述部门。

第十五条 商务部建立“境外企业和对外投资联络服务平台”（以下简称平台），相关主管部门可通过平台将对外投资备案（核准）报告信息转商务部，实现信息数据共享，共同做好对外投资监管。

第十六条 境内投资主体对外投资出现重大不利事件或突发安全事件时，按“一事一报”原则及时向相关主管部门报送，相关主管部门将情况通报商务部。

第十七条 相关主管部门应按照本部门职责和分工，充分利用商务部汇总手机的信息，动态跟踪研判对外投资领域涉及国民经济运行、国家利益、行为规范、安全保护、汇率、外汇储备、跨境资本流动等问题和风险，按轻重缓急发出提示预警，引导企业加强风险管理、促进对外投资健康发展。

第四章 监管

第十八条 相关主管部门应对所负责的对外投资进行监督管理，对以下对外投资情形进行重点督查：

- （一）中方投资额等值 3 亿美元（含 3 亿美元）以上的对外投资；
- （二）敏感国别（地区）、敏感行业的对外投资；
- （三）出现重大经营亏损的对外投资；
- （四）出现重大安全事故及群体性事件的对外投资；
- （五）存在严重违规行为的对外投资；
- （六）其他情形的重大对外投资。

第十九条 商务部牵头开展对外投资“双随机、一公开”抽查工作，定期进行对外投资备案（核准）报告的真实性和完整性、即时性的事中事后监管工作。相关主管部门应根据各自职责制定相应的“双随机、一公开”抽查工作实施细则并开展抽查工作。

第二十条 相关主管部门每半年将重点督查和随机抽查的情况通报商务部汇总。

第五章 事后举措

第二十一条 境内投资主体未按本《办法》规定履行备案（核准）手续和信息报告义务的，商务部会同相关主管部门视情采取提醒、约谈、通报等措施，必要时将其违规信息录入全国信用信息共享平台，对企业的行政处罚通过国家企业信息公示系统记于企业名下并向社会公示。

第二十二条 境内投资主体未按本《办法》规定履行备案（核准）手续和信息报告义务，情节严重的，相关主管部门根据各自职责，暂停为其办理对外投资备案（核准）手续，同时采取相应措施。

第二十三条 相关主管部门在开展监管工作过程中，如发现境内投资主体存在偷逃税款、骗取外汇等行为，应将有关问题线索转交税务、公安、工商、外汇管理等部门依法处理。

第六章 附则

第二十四条 中央管理的其他单位对外投资备案（核准）报告工作参照本《办法》执行。

第二十五条 本《办法》由发布部门共同负责解释。

第二十六条 本《办法》自发布之日起实施。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。